

○ 無線局運用規則第四十二条第二号及び第四十三条の二第二項の規定に基づき常時聴守をしなければならない船舶地球局及び海岸地球局並びに当該船舶地球局及び海岸地球局が聴守しなければならない周波数を定める件（平成五年郵政省告示第三百二号）の一部を改正する告示案 新旧対照表
 （傍線部は改正部分）

改正案	現行
<p>一 運用規則第四十二条第二号の別に告示する船舶地球局及び海岸地球局は、次のとおりとする。</p> <p>1 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>一 運用規則第四十三条の二第二項の別に告示する周波数は、次のとおりとする。</p> <p>1 (略)</p> <p>2 前項 第二号 の船舶地球局 (略)</p>	<p>一 運用規則第四十二条第二号の別に告示する船舶地球局及び海岸地球局は、次のとおりとする。</p> <p>1 (略)</p> <p>2 インマルサットB型の無線設備を備えている船舶地球局</p> <p>3・4 (略)</p> <p>一 運用規則第四十三条の二第二項の別に告示する周波数は、次のとおりとする。</p> <p>1 (略)</p> <p>2 前項第二号の船舶地球局</p> <p>一、五三八・〇八〇 MHz、一、五三八・二二〇 MHz、一、五三八・一八〇 MHz、一、五三八・三三〇 MHz、一、五三八・三三〇 MHz、一、五三八・二四〇 MHz、一、五三八・二五〇 MHz、一、五三八・二六〇 MHz、一、五四一・三四〇 MHz、一、五四一・三六〇 MHz、一、五四一・三七〇 MHz、一、五四一・三八〇 MHz、一、五四一・四四〇 MHz、一、五四一・四六〇 MHz、一、五四一・四七〇 MHz 及び一、五四一・四八〇 MHzのうち通信網管理機能を有する海岸地球局によつて、自動的に選択される周波数</p> <p>3 前項 第三号 の船舶地球局 (略)</p>

3| 前項 第三号 の海岸地球局
(略)

4| 前項 第四号 の海岸地球局
(略)

附 則

(施行期日)

1| この告示は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2| この告示の施行の際現に免許若しくは予備免許を受け、又は免許を申請しているイシマルサットB型の無線設備については、この告示による改正後の規定にかかわらず、平成二十八年十二月三十一日までは、なお従前の例による。